**麥員会**\_

## 委員会の沿革

「健康危機管理に関する委員会」と 検討会中間報告(平成17〈200 方委員会」が設置されたことを嚆 集中的に検討を行う場として19 委員会は、保健所の向き合う緊急 価を実施することが保健所に求め 協働して、 する委員会」(以下、「当委員会」と 5〉年)が出されたことを受けて、 (平成17)年、 矢とします。 68(昭和43)年に「保健所のあり られています。全国保健所長会の 対策を計画的に推進し、適切に評 ともに、「地域保健の充実強化に関 かつ重大な課題に対して、重点的・ 地域の健康問題を明らかにし 地域住民や関係機関・団体と 科学的根拠に基づいた 年が下り、2005 国から地域保健対策

て、当委員会では「地域保健対策告を受けた保健所長会の体制とし 生活習慣病対策その他の地域保健え方が示されています。その中で 計画は実現しませんでしたが、 保と育成」について扱うことにな れを担う公衆衛生医師等人材の確 究等」が提示されました。この報 保健所等の施設・設備、調査・研 資源配分の方針が掲げられ、 対策、地域における健康課題への りました。この都道府県地域保健 の計画的かつ継続的な推進と、 整備としての「人材の育成・確保、 健計画を策定することと、その考 方向性を総合的に記載する地域保 そ

定程度理解を得て業務に反映され ことが難しいことなどの問題があ査活動には被調査者の理解を得る なからず存在すること、②、③にしなければ更新ができない方が少 外からの受診制限を実施していた 超えて受診をしている場合も多 第4波のさなかであったことに加 逼迫に加え、市中流行時の対面調 おいては第5波、第6波時の業務 時期でもあったため、期限を延長 え、指定難病の方は都道府県域を ては、新型コロナウイルス感染症 たように思われます。 ました。それぞれの要望は、 多くの医療機関が自都道府県 の指定難病の更新申請につ

### 2.医療構想と地域包括ケアの推 進における保健所の役割につ いての検討

う)として「医療構想と地域包括ケ 進事業事業班(以下、「事業班」と 会活動に関連した地域保健総合推 を研究的に行う場として、当委員 る検討を行ってきています。検討 や地域の保健医療システムに関す アの推進における保健所の役割に 委員会では、 以前より医療計画

> 当委員会副委員長の逢坂悟郎所長 に就任しています。 (兵庫県加東保健所)が分担事業者 ついての研究」が設置されており、

通常の診療所への在宅医療への参 宅医療の体制(診療所主体)を把握 ①管内のデータや統計資料、 等の在宅医療推進策を進めた、と 後方支援体制の整備、代診医制度 来の訪問診療需要に供給が追い付 グデータなどを用いて、管内の在 築支援の取り組みに当たっては、 班の研究協議はWeb会議にて8 加など実績が上がること-を経ると、⑤訪問診療患者数の増 を示しました。これらのプロセス 入促進、在宅医のグループ診療、 師会を中心に関係者に働き掛け、 の上で一定の戦略を練って、④医 かないことを確認したこと、 析を行った結果、在宅医療体制構 回行われ、 おける在宅医療体制構築支援につ いうプロセスが重要であったこと いて議論検討を行いました。事業 くが事業協力者となり、 事業班では、当委員会委員の多 柏市、 ②(行政が介入しなければ)将 姫路市、豊中市、 大阪市の先行事例の分 都市部に ③ そ 福岡 ビッ

明らかにして地域保健のあるべき 基盤 日に至っています。

受け継がれてきています 委員会」で扱われることとなり今 衆衛生医師の確保と育成に関する は、2017(平成29)年より「公 医師等人材の確保と育成について 努めてきました。なお、公衆衛生 なども行い、保健所活動の充実に 国への提言やガイドラインの作成 制・制度に関するさまざまな協議 え、当委員会では地域保健医療体 療に関する社会状況の変化を踏ま 歯科保健対策など、近年の保健医 画・地域医療構想、健康増進、 包括ケアシステムの推進や医療計 や検討を行ってきました。また、 ん対策、精神保健福祉対策、母子・ このような社会情勢の 中

# **委員会の活動 全日21(令和3)年の**

# 1.国への要望活動

が

地域

それぞれの健康課題への優先度を

による健康危機管理への対応と、

いう)が設置されています。

の考え方は現在に至るまで連綿と

高知県安芸福祉保健所

所長兼保健監(保健所長)

福永

\_\_ 郎

前述の中間報告では、

都道府県

を行いました。 3回開催し、随時メールにて協議 当委員会をWeb会議により

急要望について」(2021〈令和 会長から厚生労働省に対して時宜 て(緊急要望)」(2022〈令和4〉 民生活基礎調査の実施延期につい (2021(令和3)年7月)(3)[国 査の実施にあたっての緊急要望」 3〉年4月) ②「国民健康・栄養調 定難病の更新申請事務に関する緊 作成しました。緊急要望は⑴「指 が、その要望書草案を当委員会で に応じた緊急要望を行いました ん延状況を鑑みて、 新型コロナウイルス感染症のま -の三つとなっています。 全国保健所長

chiikihoken/pdf/2021\_file02-2.pdf http://www.phcd.jp/02/kenkyu/ にまとめたハンドブックを作成す 医療計画を策定する手法」を簡易 これまで在宅医療に十分に関わ る予定としました(報告書は できる「管内の在宅医寮について、 てこなかった保健所・行政が活用 は、①~④の進め方を具体化し、 2022(令和4)年度の事業班で しました。 からダウンロードできます)。 この結果を受けて、 つ

の実際とあるべき姿~次の 感染症法、新型インフルエンザ等 制についての検討も行いました。 感染症における在宅医療(療養)体 とを受けて、新型コロナウイルス 養) 体制が大きな問題となったこ 染拡大時における医療」が追加さ 型コロナウイルス感染症への対策 の対策事例を検討して、報告書「新 研究を行い、 対策特別措置法(特措法)に関する 医療計画では、「新興感染症等の感 ウイルス感染症では、在宅医療(療 の「新興感染症」である新型コロナ れ5疾病6事業となりますが、 また、令和6年度からの第8次 クに向けて~」を作成しまし 10地域の保健所管内 パンデ ح

> た対応が取られることが重要であ 府行動計画、ガイドラインに沿 pdf/2021\_file02-1.pdfからダ jp/02/kenkyu/chiikihoken/ 彦所長の特別講演会 (11月25日、 に川崎市健康安全研究所・岡部信 示しました。なお、所長会員向け 備されることが重要であることを に沿って医療体制があらかじめ準 り、これらの計画、ガイドライン 亡者をできる限り少なくするた ロードできます)に、重症者、 特措法であらかじめ定めた政 報告書 (http://www.phcd. b講演)を実施しました。 死 つ

### おわりに

努め、 に寄与していきたいと考えてい じてわが国の地域保健医療の発展 では今後ともタイムリー ます重要となっています。 療体制や制度に関する検討がます く変化を遂げており、 地域保健医療を巡る状況は大き 全国保健所長会の活動を通 地域保健医 ・な活動に 委員会